

議案第 1 号

沖縄県教育振興基本計画（案）について

沖縄県教育振興基本計画（案）を別紙のとおり作成する。

平成 21 年 3 月 11 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育振興基本計画（案）の概要

平成21年3月
教育庁総務課

1 改訂の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法においては、第17条第2項において「地方公共団体（県）は、国の教育振興基本計画を参照し、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定された。

また、平成20年7月1日に国の教育振興基本計画が閣議決定された。

このことを受けて、県教育委員会は、国の教育振興基本計画を「参照」して、第3次沖縄県教育推進計画を改訂し、沖縄県教育振興基本計画として位置づけることとした。

2 主な変更点

(1) 構成の変更

- ① 教育施策体系に、私立学校教育及び高等教育に関する主要施策並びに施策項目を新たに位置づけた。
- ② 第2章及び第3章に、私立学校教育及び高等教育に関する主要施策並びに施策項目を新たに設定した。

(2) 国の教育振興基本計画の県の施策への主な反映

① 自ら学ぶ意欲をはぐくむ学校教育の充実

- ア 児童生徒の発達の段階を考慮した道徳教育を、道徳教育推進教師を中心とした全校体制で推進する。
- イ 児童生徒の実態把握と教師の指導力を分析し、授業改善に活かすため、沖縄県学力到達度調査を実施する。
- ウ 様々な心身の健康問題に対応し、子どもが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、すべての小・中学校における教育面と管理面から成る学校保健に関する計画の策定に努める。

- エ 事件・事故や自然災害から子どもの安全を確保するため、すべての小・中学校における教育面と管理面から成る学校安全に関する計画の策定に努める。

- オ 特別支援教育では、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた教育支援を行うための「個別の指導計画」等の作成や、障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動の拡充に努める。

② 豊かな心を持ち、夢・実行力のある青少年の健全育成

ア 学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進する。

③ 私立学校教育の振興

ア 私立学校の教育条件の維持・向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全性を高め私立学校の健全な発達に役立てるため、私学助成その他の支援を行う。

④ 社会の信頼に応える学士課程教育の実現

ア 入学者受入れの方針、教育課程の編成・実施の方針、学位授与の方針を明確化し、その検証を行う。

イ 授業の到達目標と評価基準の明確化により厳正な成績評価を行う。

ウ 高校生対象の講座や初等中等教育機関教員対象の講座の拡充により高大連携を促進し、高等学校と大学との接続の円滑化を図る。

エ 教員評価の在り方や教育研究などのシステムの整備等を含め、教員の教育力向上に向けた取組を総合的に推進する。

⑤ 大学院教育の強化

ア 国内外の大学との交流、学生や研究員等の人的な交流を拡大させ、国際的な共同研究体制の構築を図る。

⑥ 大学の教育研究の推進と基盤の強化

ア 科学研究費や外部研究資金等の積極的導入を図る。

イ 優れた人材の育成や創造的・先進的な研究開発を推進するため、安全性の確保をはじめとする現代の教育研究ニーズを満たす機能を備えるよう、重点的・計画的な整備を推進する。

⑦ 大学による社会貢献の推進

ア 地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のための取組を推進し、地域振興に貢献する。

教育施策の体系

教育の目標

主要施策

施策項目

